航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告(令和5年度上半期) (要約版)

1. 航空事故・重大インシデントの発生の状況

本邦航空運送事業者において令和 5 年度上半期に発生した航空事故及び重大インシデントは、それぞれ以下のとおりです。

- 航空事故(0件)
- 重大インシデント(1件)
 - ▶ 日本航空 585 便(東京国際空港→函館空港、ボーイング式 767-300 型、JA614J、 乗員 9 名・乗客 249 名搭乗)は、7 月 12 日 8 時 00 分東京国際空港を離陸し、函館 空港への着陸を 2 回試みたが、視界不良により着陸できず、新千歳空港に目的地を 変更した。新千歳空港の南西約 50 キロメートル、高度約 4,000 メートル付近にお いて、残りの燃料が少なくなったため、航空交通管制上の優先権を要請の上、9 時 45 分同空港に着陸した。

2. 安全上のトラブル等の報告の概況

本邦航空運送事業者から、令和 5 年度上半期に発生した航空事故、重大インシデント及び安全上のトラブル(以下、これらをまとめて「安全上のトラブル等」といいます。) について、それぞれ 0 件、1 件、406 件の合計 407 件の報告がありました。

これらの報告を事態の種類別に分類すると、表 1 のとおりです。

	重大 インシ デント	安全上のトラブル							
航空事故		航行中の 構造損傷	航行中の システム 不具合	航行中の 非常用	運用限界 の超過、	機器から の指示に よる急な 操作等	その他		
				機器等の 不具合	を 経路・高 度の逸脱		運航規程 関連	整備規程 関連	その他
	4	1	68	15	48	107	20	48	99
0					40	06			

表 1 安全上のトラブル等の報告件数注1,2,3

国土交通省では、これらの安全上のトラブル等の全てについて、本邦航空運送事業者 において適切な要因分析が行われ、必要な対策がとられていることを確認しています。

令和 5 年度上半期に本邦航空運送事業者において発生した個々の安全上のトラブルの

注1 複数の項目に該当するとして報告された事案については、代表的な項目において集計しています。

注2 要因分析の進捗に伴い、続報において報告の項目が変更される場合等があります。

注3 一つの要因により複数の人や機材又は運航便等に影響があった事案については、複数の報告が報告件数として計上されています。

要因を分析し、内容別に分類し、集計したものを表2に示します。

表2 安全上のトラブルの内容別分類件数 注4.5.6

X = X =								
機材不具合	ヒューマン ファクター 事案	回避操作	発動機の 異物吸引 による損傷	部品脱落	危険物の 誤輸送等	アルコール 事案	その他	
117	115	94	6	6	49	8	11	

ヒューマンファクター事案の内訳							
運航乗務員	客室乗務員	整備従事者	地上作業員	製造	その他		
38	3	59	12	1	2		

回避操作	乍の内訳	アルコール事案の内訳					
TCAS RA ^{注7}	GPWS ^{注8}	運航乗務員	客室乗務員	運航管理者等	整備従事者		
83	11	2	1	1	4		

3. 安全上のトラブルの評価・分析と今後の取組み

第34回航空安全情報分析委員会において、令和5年度上半期に航空運送事業者等において発生した安全上のトラブル等について審議した結果、それぞれの事案について関係者により必要な対応がとられており、引き続き適切にフォローアップを行っていくべきことが確認されました。

また、ポストコロナの需要回復・拡大にも留意しつつ、安全上のトラブル等の航空安全情報の分析に基づく、機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組み及び航空機衝突防止装置の回避指示(TCAS RA)や対地接近警報装置(GPWS)の回避指示による回避操作に係る情報の収集・共有を進めるとともに、安全情報の一層の活用により、個々の航空運送事業者の特徴に応じた監査を実施するなど、更なる輸送の安全確保に向けた取組みを進めることが必要であるとの評価を受けました。

注4 複数の分類に該当する事案については、代表的な分類において集計しています。

注5 要因分析の進捗に伴い、分類を変更する場合等があります。

注6 一つの要因により複数の人や機材又は運航便等に影響があった事案については、複数の報告が報告件数として計上されています。

注7 TCAS RAとは、航空機衝突防止装置の回避指示に基づく回避操作を指しています。

注8 GPWSとは、対地接近警報装置の回避指示に基づく回避操作を指しています。